

工事仕様書

令和3年4月改訂

新座市上下水道部

工 事 仕 様 書

I 共 通 編

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この工事仕様書は、新座市水道施設課（以下「発注者」という。）が発注する工事に適用し、その工事の適正を期するため、新座市公共工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）第 1 条に規定する仕様書として、工事に必要な事項を定めるものとする。

2 この仕様書に記載なきものは、埼玉県発行の埼玉県土木工事実務要覧及び日本水道協会発行の水道工事標準仕様書によるものとする。

3 特記仕様書及び工事設計書、設計図面（以下「設計図書」という。）に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 工事の施工にあたり関係法令、条例、規則等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(疑義の解釈)

第 3 条 仕様書（特記仕様書を含む）及び設計図書に疑義を生じた場合は、発注者の解釈による。

(監督員及び監督業務)

第 4 条 この仕様書において監督員とは、約款第 9 条の規定に基づき監督員として指定された職員で、統括監督員、担当監督員を総称する。

2 統括監督員の業務は次の各号に定められたものとする。

- (1) 受注者に対する指示、承諾又は協議で統括監督員が重要と認めるものの処理。
- (2) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）のうち、統括監督員が必要と認められるもの。
- (3) 工事の内容変更、一時中止又は一切の必要があると認められる場合における当該処置及び当該処置を必要とする理由、その他必要と認める事項の所属長に対する報告。
- (4) 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握。
- (5) その他統括監督員が必要と認めた事項。

3 担当監督員の業務は次の各号に定められたものとする。

- (1) 受注者に対する指示、承諾又は協議。
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾。
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）。
- (4) 監督業務全般についての統括監督員への報告。
- (5) その他統括監督員の指示する事項。

(官公署等への諸手続き)

第 5 条 受注者は、工事の施工に必要な関係官公署及び他企業への諸手続きにあたっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速、確実に行い、その経過については、速やかに監督

員に報告すること。

(官民境界杭の保全)

第6条

(1) 受注者は、官民境界に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。

(2) 受注者は、境界杭の保全には特に注意を払い、工事着工前に必ず境界杭の確認をするとともに、必要に応じて控え杭、写真等により記録しなければならない。

(3) 受注者は、官民境界付近に構造物を施工するにあたり、民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

(費用の負担)

第7条 材料及び工事の検査ならびに工事施工に伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続きに必要な費用は受注者の負担とする。

(休日又は夜間における作業)

第8条 受注者は、工事实施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

(条件変更等)

第9条 工事途中における、軽微な変更に関しては請負金額の増減は行わない。ただし、監督員の承認したものについては約款第18条に基づき協議することができる。

(賠償の義務)

第10条 受注者は、工事のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、約款第30条に基づき協議することができる。

2 受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、発注者は一切その責を負わない。

3 前2項の処理は、原則として受注者が行うものとする。

(工事の検査)

第11条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに発注者に通知し、発注者の検査を受けること。

(1) 工事が完成したとき。(完成検査)

(2) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能なとき又は著しく困難なとき。(中間検査)

(3) 部分払いを必要とするとき又は工事を打切ったとき。(既済部分検査)

(4) その他必要があるとき。

2 発注者は、工事完成通知書を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

3 受注者は、発注者の行う検査に立会い、また協力すること。この場合、受注者が立会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

4 発注者は、必要に応じて破壊検査を行うことができる。

5 発注者は、必要があるときは随時、受注者に通知のうえ検査を行うことができる。

6 中間検査に合格した既成部分についても、完成検査のときに手直しを命じることがある。

7 検査に合格しない場合は、発注者の指示に従い、工事の全部又は一部につき直ちに手直しし、改造または再施工し、再び検査を受けること。

8 検査のため変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 約款第42条の規定をもって、工事目的物の引渡しを受けた日から受注者の契約不適合責任期間とする。ただし、不可抗力と認められるものについては、この限りではない。

第2章 安全管理

(交通誘導員)

第13条 受注者は、下表の埼玉県公安委員会が定める路線において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに常時一人以上配置しなければならない。なお、上記の交通誘導業務を行う場合は、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

埼玉県公安委員会が定める路線（新座市内）

路 線	区 間
一般国道254号	新座市内の全域
一般国道463号	同上
県道さいたま東村山線	同上
県道新座和光線	同上
県道川越新座線	同上

2 工事期間中に配置する交通誘導員は、関係機関と協議のうえ適正な人数を配置するものとする。（交代要員について十分に配慮すること）ただし、社会的要件、現地精査に基づき、配置人員の変更が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。

(事故報告)

第14条 工事施工中、万一事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに監督員に報告すること。

(現場の整理整頓)

第15条 受注者は、工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を使用の都度整理整頓し、現場内及びその付近は、常に清潔に保つこと。

2 受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃すること。

第3章 材 料

(材料の規格)

第16条 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き日本工業規格（以下「JIS」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）等に適合するもの又は、発注者の承認したものを使用すること。

また、仕切弁筐及び消火栓蓋等は、新座市仕様のものを使用すること。

(材料の検査)

第17条 工事用材料は、使用前にその品質、寸法又は見本品について監督員の検査を受け、合格したものであり、各規格の検査合格証明書等を提出すること。

2 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは新品と取り替え、再び検査を受けること。

3 不合格品は、直ちに現場より搬出すること。

(残材料等)

第18条 発注者は、工事で未使用の配水管材料等について、原則引取りは行わない。また、設計変更の対象とするので、全て受注者の責任において処理すること。

第4章 工 事

(一般事項)

第19条 工事について、監督員が指示した場合は、承認図及び説明書を提出すること。

(事前調査)

第20条 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。

2 受注者は、工事箇所近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、発注者と協議のうえ、当該家屋等の調査を行うこと。

3 その他工事に必要な環境（道路状況、交通量、騒音、水利等）についても十分調査しておくこと。

(仮施工)

第21条 仮設材料、資材の置場は受注者の負担において借り上げるものとし、公共用地の場所については関係管理者の許可を得るものとする。この場合、資材等の亡失、事故等についてはすべて受注者の責任とする。

2 資材の道路上への積み置きは原則的に禁止する。ただし、監督員と協議して道路管理者等関係機関の許可を得た場合にはこの限りではない。

3 監督員が仮施工の必要箇所、構造、体裁等について指示した場合は、迅速に施工すること。

4 仮設構造物は、常時点検し、必要に応じて修理補強し、その機能を十分発揮出来るようにすること。

5 仮設工事が完全でなく、現場等の整理整頓がなされていない場合には、工事を中止させることもある。

II 工 事 編

第5章 管布設工事

(掘削工)

第22条 掘削延長は原則としてその日のうちに埋戻しを完了するものとし、掘り置きは原則として承認しないものとする。

(埋戻工)

第23条 発生土を改良し埋戻し等に使用する場合は、発生土を定置式土質改良プラントへ搬出し、そこで生産されたものを使用する。特別な理由によりこれにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

2 受注者は、改良土の品質を証明する資料として、プラントの日常管理データを材料承諾書により提出し、監督員の承諾を得るものとする。

(残土処理)

第24条 残土は速やかに搬出し（当日中に跡片付けをし、通行できる状態とする。）また運搬にあたっては、荷台にシートをかぶせる等、残土をまき散らさないように注意しなければならない。

2 処分地の借地、補償、仮設物の架け払い等に要する一切の費用は受注者の負担とする。

3 埋戻し用土砂として残土を一時仮置きする場合は、監督員と協議すること。

(水替工)

第25条 放流の際は次の事項を注意すること。また、冬季においては、路面の凍結防止に注意すること。

(1) 水替設備、放流設備を点検すること。

(2) ホースは放流施設まで連結すること。

(3) その他排水が現場付近居住者に迷惑とならないこと。

(弁筐その他の構造物)

第26条 仕切弁筐の構造にあたっては、設計図書に従い入念に施工しなければならない。空気弁、消火栓の仕様にあたっては、別紙資料 — 1 に準拠すること。

2 鉄蓋類は、構造物に堅固に取り付け、かつ、路面に対して不陸なく据付けなければならない。

3 弁筐の据付けは、沈下、傾斜、及び開閉軸の偏心を生じないよう入念に行わなければならない。また、底板の下に碎石基礎を10cm程度敷き、ランマーで転圧すること。

(撤去品)

第27条 撤去した管、弁栓類、鉄蓋等は清掃した後、監督員の指示により、指定した場所へ運搬しなければならない。ただし、処分について設計図書に明記してある場合は、それに基づき処理すること。

III 試験及び竣工図、出来形管理図、工事写真編

第6章 通水及び水圧試験等

(通水試験工)

第28条 通水試験工は、監督員の指示により慎重に行い、充水完了まで所要の人員を待機させ、漏水その他の事故が発生したときには、速やかにこれを修復すること。

(水圧試験)

第29条 管布設完了後、原則として継手の水密性及び管路の安全性を確認するため、水圧試験を行い、これに合格すること。なお、水圧試験の方法については、次のとおりとする。

- (1) 試験に用いる器具は自記録水圧計又はテストポンプ(手動式若しくは自動式)を使用すること。ただし、これにより難い場合は監督員と協議すること。
- (2) 試験圧力は $\phi 75\text{ mm}$ 以上は 0.75 Mpa で行い、給水管は給水設計施工基準により行うことを原則とする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議すること。
- (3) 試験方法は $\phi 75\text{ mm}$ 以上は30分1回とし、給水管は給水設計施工基準によるものとする。
- (4) 試験状況は開始から終了まで写真撮影すること。

2 水圧試験結果は、検査合格後速やかに報告書を作成し、発注者に提出すること。

(水質検査)

第30条 受注者は、水圧試験完了後、監督員の指示により管の洗管作業を行い、簡易水質検査キットまたは残留塩素測定器を用いての残留塩素の測定を行い、写真で記録すること。

第7章 竣工図、出来形管理

(竣工図)

第31条 受注者は、当該工事が完成したら直ちに竣工図を作成し、発注者の承認を得ること。

2 竣工図は布設路線全域にわたり500分の1(もしくは250分の1)の平面測量を行い、これに管の位置、土被り、弁栓類の位置及び詳細図等を記入して提出すること。

3 オフセット図は、下記事項についてオフセット測量を行い、200分の1の図面を作成して提出すること。

- (1) 工事の起点、終点。
- (2) 分岐(十、T字管を含む)点及び管末。
- (3) 弁栓類。
- (4) 管種の変更点(他のオフセット箇所に隣接の場合は除く)。
- (5) 占用位置の変更点(伏せ越し箇所を含む)(同上)。
- (6) 鞘管の両端。
- (7) その他監督員が指示する箇所。

4 測量結果が設計値と異なる場合は実測値も記入すること。

5 原図はPDFデータとオリジナルデータを焼付け、電子データにて1部提出すること。

6 複写図面の提出部数は原則2部とする。なお、必要に応じて、A3サイズの縮小複写図面を提出すること。

(出来形管理)

第32条 水道工事の出来形管理を行う場合は、下記事項のとおりとする。

- (1) 水道管布設工における基準高については、原則、土被り管理とする。(但し、これによりがたい場合は、基準高管理とする。)

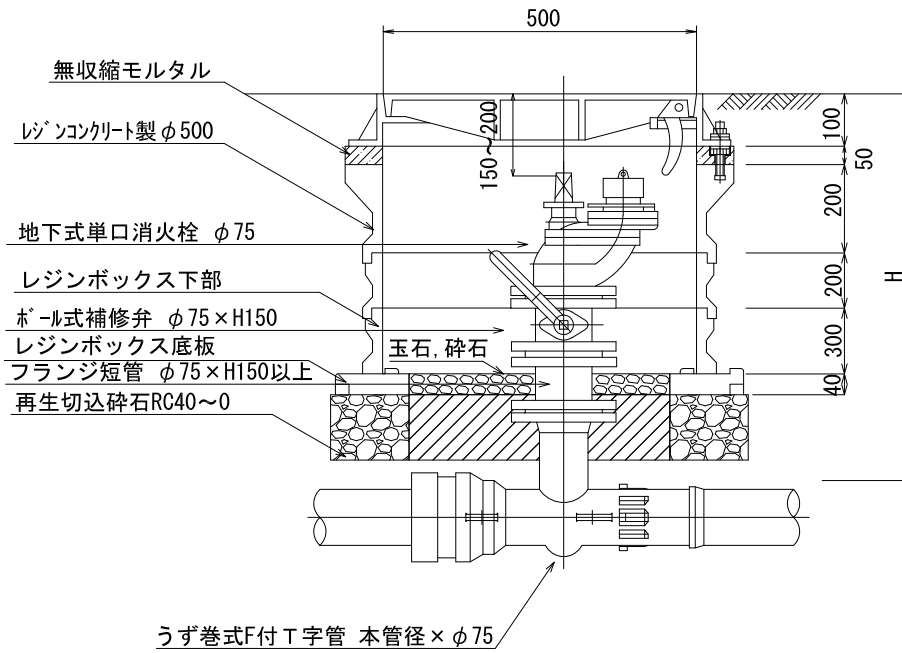
- (2) 一般部では、50 m以内に1箇所及び土被り変化点並びに仕切弁において、写真撮影するとともに、当該土被りについて竣工図に明記するものとする。
- (3) 土被りは設計値に対して±30 mmの範囲を基準とする。
ただし、道路管理者の占用条件で定める土被り以上とする。
- (4) 上記により難しい場合は監督員と協議して別途定める。
 - 2 舗装工事の出来形管理を行う場合は、埼玉県土木工事实務要覧の出来形管理基準に準拠して作成すること。

※特記事項

地下式消火栓設置仕様書

- 1 消火栓は、左回り開・右回り閉で内面紛体塗装（単口式）の消火栓を使用すること。
- 2 補修弁の下にフランジ短管 H=150 以上（両面 RF 加工）を設置すること（別添消火栓標準構造図参照）。
- 3 消火栓ボックスの蓋の開閉方向はボックスより近い民地側を開くようにすること。
- 4 消火栓（GF 加工）のホース口は、ボックスを上より見て、蓋が上に開くとき、右側にホース口が来るようにすること（別添消火栓開閉標準図参照）。
- 5 補修弁（GF 加工）の取付け位置は、蓋開閉方向と反対の位置にレバーが来るようにすること。
- 6 ボックス内の埋戻し高さは、補修弁の下までとし、水はけの良い材質（玉石、碎石等）で概ね 10 cm 程度埋めること。
- 7 消火栓ボックスを設置する時は、ボックスの外面より 30 cm 以上の余掘りを取り、埋戻し時にランマー転圧ができるようにすること。
- 8 消火栓ボックスを設置にする時は、コンクリート底板の下に碎石基礎を 10 cm 程度敷き、ランマーで転圧すること。
- 9 国道及び県道、市道の幹線道路において消火栓を設置するときは、歩道及び車輪の乗らない位置への設置（横引き等）を考慮すること（要、市との協議）。

消火栓標準構造図 S=Free



消火栓開閉標準図 S=Free

民地側

